

表
家庭状況証明書 ①

この書類は、子ども・子育て支援法第22条に基づき、支給認定の状況を確認するためのものになります。①に世帯全員の状況を記載いただき、65歳未満の同一世帯員全員分の②又は③の証明書をあわせて提出願います。

なお、支給認定区分、保育必要量、支給認定の有効期間、利用者負担額に関することについては、支給認定の変更の認定申請の提出が必要となります。

山県市長 様

世帯番号 認定番号		— —		保育園名		保育園	
住 所				電話(自宅)		— —	
				(携帯)		— —	
令和7年1月1日現在の住所							
1. 同 上				2. 転入前住所		都道府県	
入園児童の家庭状況 (世帯全員を記入してください。)							
区 分	ふりがな 氏 名	続柄	生年月日	年 齢 現在	性別	職 業	保育の実施を必要とする理由 (裏面の番号を記載ください)
入 園 児 童			. .		男 女		
入 園 児 童			. .		男 女		
入 園 児 童			. .		男 女		
入 園 児 童 の 世 帯 員		父	. .		男 女		
		母	. .		男 女		
			. .		男 女		
			. .		男 女		
			. .		男 女		
			. .		男 女		
			. .		男 女		
世帯状況	☐ 生活保護(保護開始日 年 月 日)						
	☐ ひとり親世帯→児童扶養手当証書の写し又は戸籍謄本を添付してください。						
	☐ 世帯員のいずれかが身体障害者手帳等を所持している。						
	氏名() 個人番号()						
	☐ 住民票上、別居であるが、生計を一にしている子どもがいる。(扶養や仕送り等で生計が一緒)						
氏名() 生年月日() 住所()							
そ の 他							
☐ 令和 年 月 日に()の家庭状況証明書②・③提出済み							

保育の実施を必要とする理由

- 1 月6時間以上の労働をしている（日常的な家事を除く）。
 - 2 児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない。
（産前6週間前の月初から、産後8週間後の月末まで）。
 - 3 疾病若しくは負傷又は精神若しくは身体に障害を有している。
 - 4 同居の親族（長期入院中の親族を含む）を常時介護又は看護している。
 - 5 災害復旧にあたっている。
 - 6 求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている。
 - 7 在学中（職業訓練学校等の職業訓練含む）
 - 8 虐待又はDV
- ※ 育児休業中の場合はその児童を家庭で保育することができるため、原則、入園の対象にはなりません。ただし、育児休業を取得した時点において、すでに入園している児童がいる場合は継続して保育園に通うことができます。その場合、復職することが前提となりますので、育児休業期間と復職予定日を証明した就労証明の提出が必要となります。